

2 外国税額の控除

【新設】(複数の国外事業所等を有する場合の取扱い)

16-3-9 の 2 内国法人の国外事業所等（法第 69 条第 4 項第 1 号《国外事業所等に帰せられるべき所得》に規定する国外事業所等をいう。以下 16-3-9 の 2 において同じ。）が複数ある場合には、当該国外事業所等ごとに同号に掲げる国外事業所等に帰せられるべき所得（以下この節において「国外事業所等帰属所得」という。）を認識し当該国外事業所等帰属所得に係る国外所得金額（同条第 1 項に規定する国外所得金額をいう。以下この節において同じ。）の計算を行うことに留意する。

① 1 本文の計算には、令第 141 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで《国外所得金額の計算》に掲げる金額の計算が含まれることに留意する。

2 一の外国に事業活動の拠点が複数ある場合には、当該一の外国の複数の事業活動の拠点全体を一の国外事業所等として本文の認識及び計算を行うことに留意する。

【解説】

1 平成 26 年度の税制改正により、内国法人の外国税額控除に係る控除限度額の計算において、国外源泉所得の一つとして国外事業所等帰属所得が規定された（法 69④一）。

この国外事業所等帰属所得は、内国法人が国外事業所等を通じて事業を行う場合において、その国外事業所等がその内国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、その国外事業所等が果たす機能、その国外事業所等において使用する資産、その国外事業所等とその内国法人の本店等との間の内部取引その他の状況を勘案して、その国外事業所等に帰せられるべき所得とされている。

2 国外事業所等帰属所得は、国外事業所等を内国法人から独立して事業を行う事業者であるとして認識するものであることから、内国法人が国外事業所等を複数有する場合には、国外事業所等ごとに国外事業所等帰属所得を認識し、その認識した国外事業所等帰属所得に基づき、国外事業所等ごとに国外事業所等帰属所得に係る国外所得金額の計算を行うことになる。

本通達の本文では、このことを留意的に明らかにしている。

3 また、国外所得金額の計算に当たっては、国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の加算調整、銀行等の国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債性資本に係る利子の減算調整及び保険会社の国外事業所等に帰せられるべき投資資産に係る収益の減算調整を行うこととされている（法令 141 の 2 ①）。

これらの調整についても、内国法人が国外事業所等を複数有する場合には、国外事業所等ごとにこれらの調整を行うこととなる。

本通達の注書の 1 では、このことを留意的に明らかにしている。

4 なお、内国法人が一の外国に事業活動の拠点を複数有する場合における国外事業所等帰属所得の認識及びその国外事業所等帰属所得に係る国外所得金額の計算については、国外事業所等とは恒久的施設に相当するものであることから、その一の外国の複数の事業活動の拠点全体を一の国外事業所等としてその認識及びその計算を行うことになる。

本通達の注書の 2 では、このことを留意的に明らかにしている。

5 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 19-3-9 の 2）を定めている。